



# SMILE SATELLITE

インボイス制度について



税理士法人

堀江会計事務所

経営のトータル・アドバイザー  
ユアーズブレン

# 目次 準備と注意事項 編

- 準備のポイント
- 免税事業者からの課税仕入れにかかる経過措置
- 2割特例
- インボイス不要の取引①
- インボイス不要の取引②

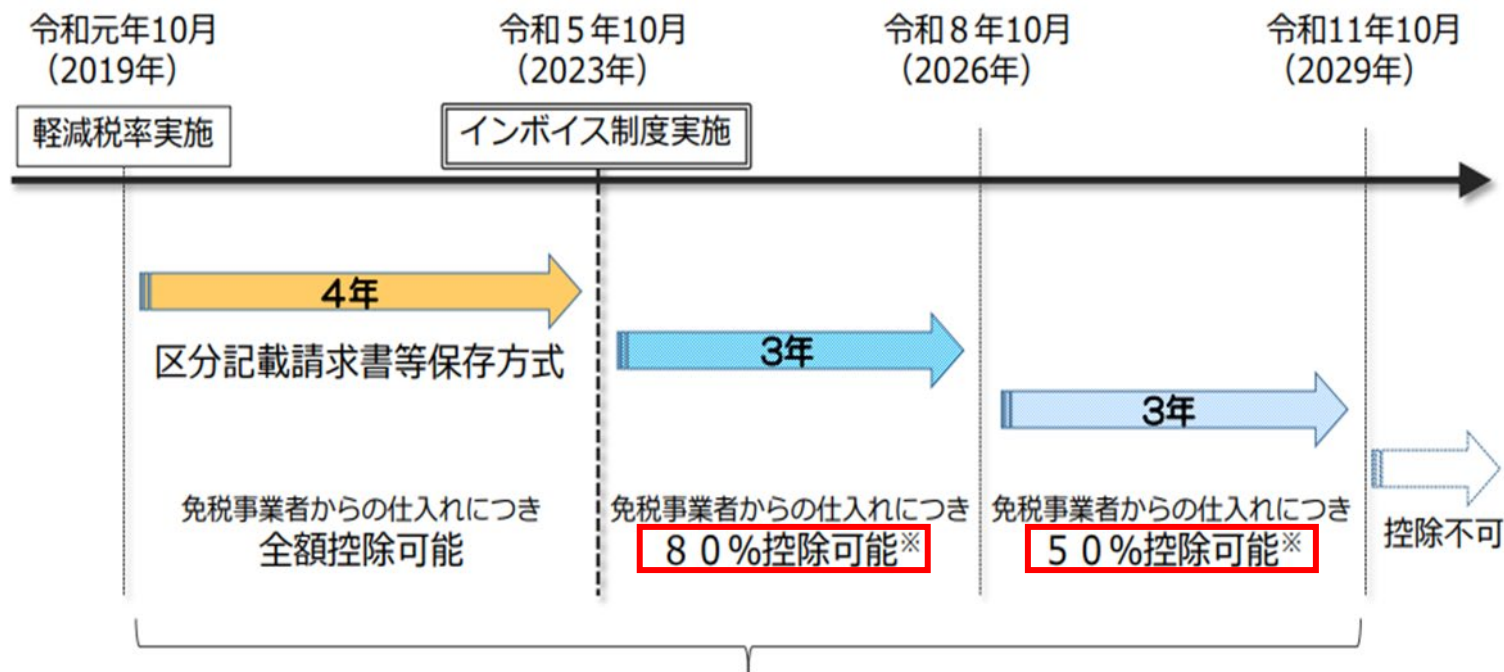
# 準備のポイント

## 自社の番号通知と取引先のインボイス登録状況の確認

- ◆インボイスの記載事項を満たす書類の整備
- ◆自社の登録番号の通知とともに、取引先のインボイス登録状況を伺う文書を送付します
- ◆売上先へのインボイスの交付及び仕入先からのインボイスの受領方法の認識を共有します
- ◆国税庁のホームページから、取引先の法人番号（インターネットで検索可能）を入力すれば、免税事業者か否かの確認をすることができます

詳しくは、国税庁HP「インボイス制度への事前準備の基本項目チェックシート」

# 免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置



インボイス制度の実施に当たり、10年間の経過措置期間を設けている  
(免税事業者はこの間に、課税事業者への転換の要否を見極めながら対応を検討)

請求書等の保存及び80%控除・50%控除の特例の適用を受ける課税仕入れである旨を帳簿に記載する必要があります。

## 2割特例

売上税額の2割を納付税額として計算

例えば…売上高700万円×10%=70万円（売上税額）  
70万円×20%=14万円（納付税額）

- ◆インボイス制度を機に課税事業者となった事業者が対象
- ◆令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間が対象
- ◆事前の届け出は不要
- ◆仕入税額の計算が不要
- ◆業種にかかわらず一律売上税額の2割を納付

これなら  
簡単！



※原則課税や簡易課税との選択も可

# インボイス不要の取引①

帳簿の保存のみで仕入税額控除が可能

◆少額取引（**税込1万円未満**）の商品の購入、サービスの対価にかかるもの

※**令和5年10月1日から令和11年9月30日まで**の期間

※基準期間の課税売上高が1億円以下の事業者等が対象

※少額取引は、**1回の取引の合計額**で判断し、個々の商品が1万円未満でも、合計額が1万円以上の場合はインボイスが必要です



## インボイス不要の取引②

帳簿の保存のみで仕入税額控除が可能な主な取引

- ◆公共交通機関による運送にかかるもの（旅客、バス、鉄道など。税込3万円未満）
- ◆自動販売機により行われる商品の販売（税込3万円未満）
- ◆郵便切手を対価とする郵便サービスにかかるもの（ポストに投函されたもの）

など



## 注意事項



説明は概要のみとしております。  
ご不明な点は、担当者にご相談ください。



# SMILE SATELLITE



税理士法人

堀江会計事務所



経営のトータル・アドバイザー  
ユアーズブレン